

労働基準関係法令違反に係る公表事案

石川労働局

最終更新日：令和5年8月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
加賀蓮井病院	石川県加賀市	R5.2.20	最低賃金法第4条 労働基準法第24条	労働者9名に、1か月分の定期賃金合計約192万円を支払わなかったもの	R5.2.20送検
(学)金沢工業大学 やつ かほりサーチキャンパス	石川県白山市	R5.3.17	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にクレーンの玉掛けの業務を行わせたもの	R5.3.17送検
(有)中京産業 門前農場	石川県輪島市	R5.5.17	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第527条	転位を防止するために必要な措置を講じていない移動はしごを使用させたもの	R5.5.17送検
北本運輸(株)	石川県白山市	R5.6.7	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第151条の70	貨物自動車に重量が100kg以上の鉄骨を積む作業を行わせるにあたり、積卸作業を指揮する者を定めなかったもの	R5.6.7送検
米原商事(株) レッカー 事業部金沢営業所	石川県白山市	R5.6.7	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第151条の70	貨物自動車に重量が100kg以上の鉄骨を積む作業を行わせるにあたり、積卸作業を指揮する者を定めなかったもの	R5.6.7送検
(株)ヒラト工業	石川県金沢市	R5.6.20	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約15mの建物屋上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.6.20送検
(株)川崎興業	石川県小松市	R5.8.18	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第539条の6	ロープ高所作業を行うにあたり、作業指揮者に作業の指揮を行わせていなかったもの	R5.8.18送検